

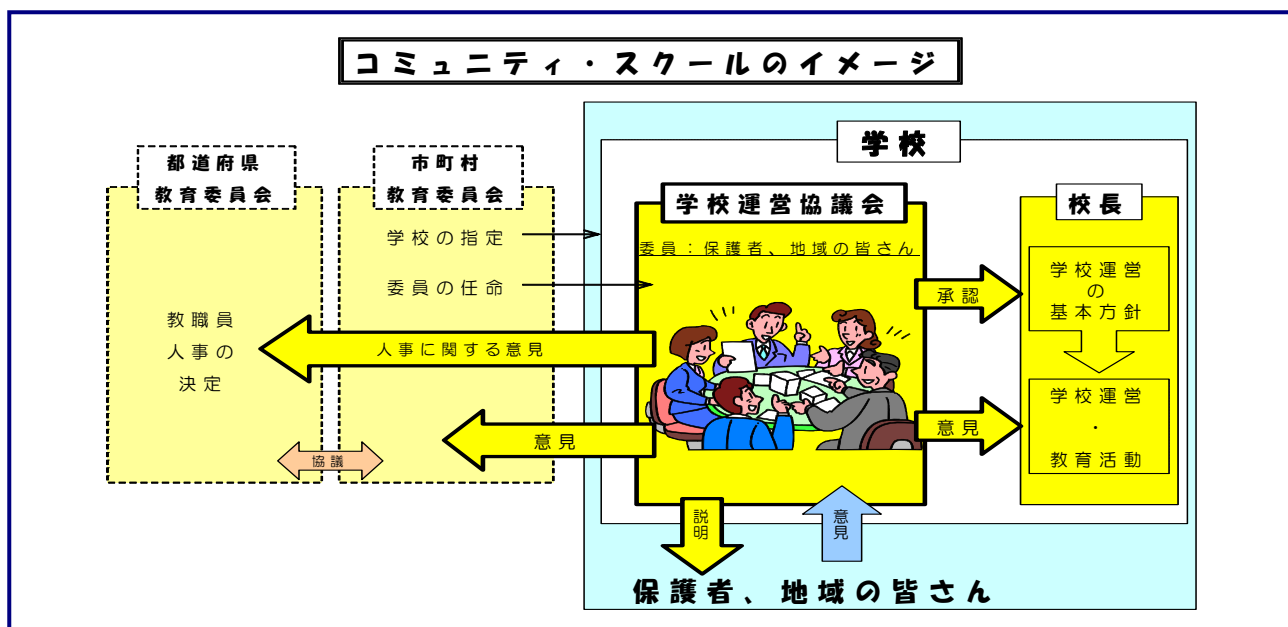
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について

1. 制度の導入

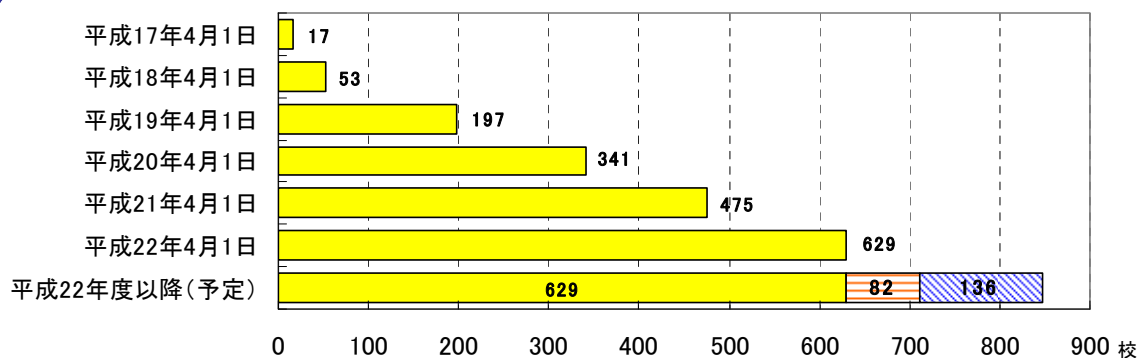
保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置可能とするため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正。平成16年9月9日より施行。

2. 学校運営協議会の主な役割

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)



公立学校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の指定（予定）状況



※ 平成22年度以降の指定予定・検討状況は、平成22年4月1日現在の文部科学省の調査による。
は、平成22年4月2日～平成23年4月1日までに、は、平成23年4月2日以降に指定予定の学校数を表す。